

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)における考え方および記載について
の見直し

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方
及び記載について見直しを求める。
取組指針 P13、66、78 で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むとい
う目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。
既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されている
が、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ
計画作成は非常に困難である。

現在作成ができていない地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保さ
れておらず、取り組みによって得られる成果に対して自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっ
ている。

【支障事例】

現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係
の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を
進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっ
ては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築
や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。

【制度改正の必要性】

当県は、全国に先駆けて取組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も
一桁台をこなすのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。
たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが
実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追いつかない事となる。また作成可能人数に絞る事は
(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。

先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展
開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。

【支障の解決策】

5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた
取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事がで
きない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

5年という限られた期間と作成率など数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むか持続性を度外視した計画作成スキームにより、あまり意味をなさない成果となる恐れがあるが、5年後の達成目標のポイントを見直す事で、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。またケアマネジャー等福祉関係者の協力も得られやすくなる仕組みづくりを行う事で、結果として「誰一人取り残さない」「みんなで助かる」という視点をもった優れた市町の取り組みが進む事につながると思われる。

根拠法令等

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

別海町、ひたちなか市、高崎市、春日部市、三鷹市、川崎市、豊橋市、豊田市、伊勢市、倉敷市、笠岡市、山口県、徳島県、大村市、熊本市、延岡市

○特に支援が必要な方に対して、避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難であり、自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。

また、津波災害時は即座に高台に避難することが原則であり、被災リスクのある場所にあえて支援に行くことを第三者に要請することが適切でないとも考えており、支援の判断基準を示していただかないと作成は難しいと考える。

○本市においても人員やノウハウの不足や、コロナ禍において訪問等が困難になったこと等により、計画の策定に苦慮している状況。「持続可能な制度決定を目指す」ことが、長期的な視点からは、より重要であると考えられる。

○本市は県内の同程度の人口規模の市と比較しても避難行動要支援者数が多い。このため、市職員、地域、福祉専門職のいずれも限られたマンパワーで5年以内に計画作成の優先度の高い避難行動要支援者に注力していくとなると次のことが懸念される。

避難行動要支援者全体の数が多いことから、優先度が高い避難行動要支援者も多いため、5年以内に終われない可能性がある。計画作成を行っても、その後の更新まで行う余力がない。

○避難支援者が未決定の避難行動要支援者数が増加している。地域の自治会や民生委員等に、避難支援者を選定できるよう協力を求めているが、進んでいない状況。

○内閣府が公表した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂、以下「取組指針」という。）」では、「（13頁）・・・前段落・・・優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」とされており、必ずしも個別避難計画の「作成数」が目標とはなっていないが、個別避難計画の取り組みを進めるにあたっては次に掲げる課題があると認識している。

取組指針では、「（13頁）・・・前段落・・・優先度が高い方から作成することが適当・・・後段落・・・」とされている。また、この優先度が高い方とは、取組指針（18頁）で、①地域におけるハザードの状況、②対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、③独居等の居住実態、社会的孤立の状況から判断することとなっている。

この3点に該当する方々については、個別避難計画の必要性が高く、優先的に計画を作成すべきとする考え方は基本的には理解できる。一方で、個別避難計画を作成する難易度が最も高い方々でもあるため、実務的には著しく困難である。

については、作成にあたっての難易度の低い方々から取り組むことで経験やノウハウを蓄積し、徐々に難易度の高い方々を対象に広げる方が実務的には合理的と考える。

個別避難計画の作成にあたっては、災害対策基本法の規定により避難支援等実施者を選定することが求められる。しかしながら、人口規模の大きい自治体（特に中核市以上）を中心に地域活動等が低調な実態もあり、避難支援等実施者を確保することに著しく苦慮すると予想される。

取組指針では、具体的な作成にあたり、「本人・家族・福祉や医療の関係者、地域における避難支援等実施者が一堂に会する『地域調整会議』を開催すること等が望ましい。」とされるとともに、作成後も計画の更新や訓練の実施等、計画の実効性を担保するための様々な活動を行うこととされている。しかしながら、これら一連の取り

組みに当たって措置された国からの財源は、作成にあたっての1件につき7,000円のみであり、継続的な取り組みを行うことは著しく困難である。

○当市では、自主防災組織を中心に個別避難支援計画の作成を進めており、今後進むと考えられる避難支援関係者の人材不足は懸念されるが、現行の取組指針で示されている「優先度の高い要支援者」をまずは「土砂災害警戒区域」等の危険区域の居住者が対象と捉え、対象者把握および個別避難支援計画作成を示されている期間内での作成を目指している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)における考え方および記載について
の見直し

提案団体

西宮市、芦屋市、猪名川町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方
及び記載について見直しを求める。
取組指針 P13、66、78 で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むとい
う目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。
既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されている
が、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ
計画作成は非常に困難である。

現在作成ができていない地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保さ
れておらず、取り組みによって得られる成果にたいして自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況に
なっている。

【支障事例】

現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係
の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を
進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっ
ては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築
や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。

【制度改正の必要性】

当県は、全国に先駆けて取組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も
一桁台を熟すのがやつの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。た
とえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが
実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追いつかない事となる。また作成可能人数に絞る事は
(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。

先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展
開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。

【支障の解決策】

5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた
取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事がで
きない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

5年という限られた期間と作成率など数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むか持続性を度外視した計画作成スキームにより、あまり意味をなさない成果となる恐れがあるが、5年後の達成目標のポイントを見直す事で、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。またケアマネジャー等福祉関係者の協力も得られやすくなる仕組みづくりを行う事で、結果として「誰一人取り残さない」「みんなで助かる」という視点をもった優れた市町の取り組みが進む事につながると思われる。

根拠法令等

災害対策基本法改正に伴う、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、春日部市、三鷹市、川崎市、浜松市、豊橋市、豊田市、伊勢市、姫路市、小野市、和歌山市、山口県、徳島県、大村市、熊本市、延岡市

- 個別避難計画の策定については、具体的な支障事例に記載されているとおり、地域人材の高齢化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化といった支障がある。
- 避難支援者が未決定の避難行動要支援者数が増加している。地域の自治会や民生委員等に、避難支援者を選定できるよう協力を求めているが、進んでいない状況。
- 当県におきましても、避難行動計画を作成するにあたり、支援者の確保に非常に苦慮しており、作成が進んでいない状況。
- 避難行動計画は行政、福祉関係者や家族など多くの方と作成する必要があるため、地域での人材不足が起きている。そこで地域の事情に応じた作成期間にして頂きたい。
- 毎年、新規登録者は約 2,000 件程度あるが、名簿掲載者数はほぼ横ばいであり、常に同じぐらいの数の方が、転出・死亡・施設入所等により抹消されていると考えられ、計画の作成と管理を延々と続けることの労力と体制を維持していくことは困難である。
- 当市では、自主防災組織を中心に個別避難支援計画の作成を進めており、今後進むと考えられる避難支援関係者の人材不足は懸念されるが、現行の取組指針で示されている「優先度の高い要支援者」をまずは「土砂災害警戒区域」等の危険区域の居住者が対象と捉え、対象者把握および個別避難支援計画作成を示されている期間内での作成を目指している。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

国庫補助金等の概算交付を受けたまま繰越処理を可能とすること。

具体的な支障事例

国庫補助金等(※)の繰越事務については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態で行うことが出来ない。このため、概算払戻返還のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の多忙を極める時期に処理をしなければならないため、非常に負担となっている。
※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体の業務量削減(市町村や県が概算交付を受けたまま、戻入することなく繰越処理ができるよう合理化を進めていただきたい)。

根拠法令等

財政法(昭和22年法律第34号)第42条、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、高崎市、千葉県、千葉市、富津市、滋賀県、島根県、延岡市

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

61

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

LGWAN 経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

LGWAN 経由の共通システムにおける経由事務や事務委任の廃止

具体的な支障事例

補助金・交付金等(※)の交付申請や実績報告等の業務については、経由事務等の軽減や省略が可能と考える。(補助金等の交付申請書式に関して、現状、詳細な記入要領が定められていない場合がほとんどであり、国から都道府県、都道府県から市町村へ事務連絡を行い、交付申請書や実績報告書等を市町村等が作成する中で、交付申請書別表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行わなければならない、理解の相違が発生し、申請書の補正に多大な時間を要することとなり、国・都道府県・市区町村すべての組織で効率が大幅に低下している。)

【例】

子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特別給付金(厚生労働省)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国及び地方公共団体の業務量削減

(政府共通 PF に共通システムを設置し、都道府県も市区町村も LGWAN 経由で共通システムにアクセスし、都道府県経由ではなく、国がシステムで交付申請や実績報告等を集計し、処理するという仕組みを構築し、経由事務や事務委任の廃止を進めていただきたい。(Microsoft_Forms 等のフォーム・アンケートシステムの類のものを使用しても簡易的には可能であり、記載内容についても、入力内容に制限をかければ、入力内容の訂正の手間も減るため、国・都道府県・市区町村すべてのセクションで事務の効率化が図られる))

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、富津市、川崎市、滋賀県、兵庫県、島根県、高知県、熊本市

○年度末年度初めの繁忙期において、交付金や補助金等の事務処理に苦慮しているため、業務量の削減及び効率化が図られることを希望する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法の救助範囲の拡大

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。

具体的な支障事例

【現状】

災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など 10 事務に限定されている。

発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。

災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残りが特別交付税(4/10 限度)措置されるため、国庫負担率が 6/10 以上であれば、実質的な地方負担はゼロになる。

令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となるなど、罹災証明書の必要性が高まっている。

全国知事会危機管理・防災特別委員会の「令和3年災害検証報告書(案)」においても、「救助の実施に必要な事務経費の全額を国庫負担の対象とすることや、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすることを要望したい」など、近年の他の被災県においても同様の措置を求めている。

【支障】

令和2年7月豪雨では、熊本県内の被災8市町に対し 6,300 名を超える応援職員が派遣されており、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難である。

他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でないため派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が救助費の対象となることで、被災自治体への応援を躊躇なく行うことができ、多数の応援職員の派遣が可能となる。また、今後想定される大規模災害への迅速な対応に備えることができる。

災害救助法においては令和元年台風第 15 号を契機として住宅の応急修理の対象が拡充されたが、家屋被害認定調査及び罹災証明書の速やかな発行は、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を図るうえで不可欠で

あり、その迅速化は、避難所での長期生活者の減少、震災関連死の増加防止にもつながる。

根拠法令等

災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、さいたま市、千葉市、川崎市、山北町、名古屋市、豊橋市、大阪府、岡山県、今治市、熊本市、大分県

○当町は、町域の約90%が森林で占められる山岳地帯であり、標高1,000m級の山々から平野部に向けて深い渓谷地形を形成している。

また、町内のある地域の年間降水量は約2,800～3,000mmであり、過去においては昭和47年7月豪雨において死者6名、行方不明者3名、全壊家屋212戸、半壊家屋10戸道路橋梁の決壊248か所の被害が発生している。また、南海トラフ地震の被害想定にあつては、全半壊計90戸以上となっており、町職員だけでは家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務の遂行に迅速に対応できない状況であり、町外からの応援職員に大きく期待するところである。

また、当町は県外の7自治体と災害時相互応援協定を締結しており、大規模災害時には相互に応援職員を派遣することとなっている。現状では家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は災害救助費の対象となっていないため、派遣元自治体の負担となる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

218

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報の情報連携

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育等の給付事務(※)において「被扶養であるか否か(本人該当区分:同一生計配偶者)」について、マイナンバーによる情報連携を可能としてください。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、非課税であるかは要件ではありません(保育所等の利用料の階層区分は一定の幅をもって定められているため、非課税であるかに関わらず階層区分等を決定することができます)。未申告者の利用者負担額の階層区分決定に「本人該当区分:同一生計配偶者」は必要な情報です。

国においては令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画が定められ、関連するシステム標準化やオンライン申請化の法案等も次々に定められているところであり、DXが一層が求められています。その中には、ワンストップを実現することが示されていることや、マイナンバーを前提としてオンライン申請を進めることが示されるなど、取り巻く状況が変わっています。マイナンバーによる情報連携はこれら国が定めたDXを実現すること目的に、一層効果的に活用できるようにすべきです。

なお、「本人該当区分:同一生計配偶者(被扶養者)」に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、これについて令和3年8月に示された税務システム標準仕様書【第1.0版】では「実装すべき機能(全国统一で必要な機能)」として明記されるなど、標準化を見据えた事務では、未申告者の内、被扶養者については別の取り扱いをするべきであることは明白となっています。

子ども子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体FAQ)では、市町村民税未申告者の場合、世帯の所得を調査又は推定し、保護者の協力が得られない場合、保護者負担額を一旦最高階層とすることが示されています。国の技術的助言に従った運用を行う上で、全国统一で当該情報を必要とすることは明らかであり、当該連携情報により必要な情報を得られると考えます。

※子ども子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」

具体的な支障事例

総務省によるマイナンバー制度の説明では「(国民の利便)課税証明書などの添付書類が削減される」「(行政の効率化)情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減」等がポイントとなっています。

そのため住民にとっては課税資料の代わりとしてマイナンバーを提出しているという理解がされていますが、実際は税未申告かつ被扶養者についてマイナンバー連携上は「未申告」として扱われているため、住民から課税証明書(紙)の提出が必要となっています。そのため、以下の支障があります。

- ・保護者も地方自治体も手続きに時間と手間がかかる
- ・マイナンバーを提出しているにもかかわらず紙資料(課税証明書)の提出を求められることの理解が得られない
- ・期限までに課税証明書が提出されない場合、内閣府技術的助言のとおりいったん利用料を最高階層とせざるをえないが、マイナンバーにより税情報を提供しているにも関わらず、一時的であれ最高階層となり費用負担を行うことは、理解を得られない。

・「本人該当区分が同一生計配偶者」となる人(税における被扶養者)に対しては、課税証明書を発行する自治体があり、子ども子育て支援事業においてマイナンバー連携により得られる情報と課税証明書の内容に差異があるため、マイナンバー制度の目的が一部達成できていないだけでなく、混乱を招いている。

・自治体 DX やシステム標準化が進む中、課税証明書と情報の差異や、紙の拳証資料を求めることは、デジタル化の支障となっている。

・税の調査を公用照会により行う場合、税情報は個人情報の中でも特に厳格な取扱いがされていることや本人同意がないものには回答しないこと等を理由として、回答を得られないケースが発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民の利便性の向上・負担の軽減(課税証明書の発行にかかる時間・手間・費用の削減)
マイナンバー制度への理解が深まる。
行政の効率化。情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減する。
※横浜市においてはマイナンバー連携結果が未申告となった方は平成 30 年～令和 3.3 の実績で 2700 件。
※未申告者について一部抽出して調べたところ、未申告者のうち被扶養者についてはすべての方の階層区分が決定しました。
現在国において進めている自治体 DX やシステム標準化において目指す、デジタル社会構築に寄与する。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 2 の 2、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項、第 30 条の 4、第 59 条第 3 項口、子ども・子育て支援法施行令第 4 条～第 6 条、第 9 条～第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、水戸市、高崎市、千葉市、船橋市、習志野市、富津市、東大和市、川崎市、相模原市、村上市、浜松市、刈谷市、小牧市、京都市、西宮市、広島市、高知市、熊本市、別府市

○当市においても、国の DX 推進やマイナンバー制度の利活用推進の流れに則り、子ども・子育て支援事務における利用者負担額の算定等のために住民税情報を取得する際にマイナンバーによる情報連携を活用しております。住民に対してもマイナンバーにより情報照会を行い、照会で必要な情報が得られない場合は課税資料の提出を依頼する旨を明記しております。提案市町村から示された支障事例のケースにおいては、課税資料の提出を求めています。その課税資料の多くは「(非)課税証明書」が提出されるため、税務部門においては非課税(相当)であることを証明しています。証明書(紙)でできることがデジタルでできない現状について住民に対して説明を求められた場合に対応に苦慮しています。本提案において実現される効果は「非課税かどうかを明確化する」ことではなく、「非課税相当と推定できる根拠となる情報が取得できる」ことであると考えます。子ども・子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体 FAQ)において、「利用者負担額を決定するために必要な税情報や必要書類の提出がない場合、その他の資料等から当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を調査又は推定していただくことが適当と考えます。」とされており、税情報の取得ができない場合は当該教育・保育給付認定保護者の世帯の所得を推定することが認められており、本提案が実現すれば、助言に基づく事務がより効率的に行うことができるようになります。なお、昨年度類似の提案において、被扶養であることをもって非課税ではないため情報連携できない旨、回答をいただきましたが、支障事例のようなケースにおいては、被扶養者から配偶者控除や扶養控除等の対象であると申告され、本人についての申告がされていない者であり、税務部門が非課税の要件を満たす場合は申告は不要であるとして取り扱っているため、申告が不要であるから申告していない(=非課税相当である)と推定するのが自然であると考えます。

○当市でもマイナンバー連携上で「未申告」として扱われる対象者のうち「非課税かつ被扶養者」か否かを確認するための他市町村への照会を行っているが、回答を得られないケースも少なくない。保護者への課税証明書の提出を求めることで保護者にとっても負担が大きいものとなっている。